

○契約業者取扱要領（昭和55年12月1日港管第3722号）の一部改正について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第18条 略</p> <p>附 則 この要領は、昭和56年1月1日から適用する。ただし、昭和55年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和60年1月1日から適用する。ただし、昭和59年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和61年1月1日から適用する。ただし、昭和60年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査の申請をした者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。 2. 局長は、昭和64年度当初に発注する工事に係る指名業者の選定にあたり、当該選定の時期に昭和64・65年度競争契約資格審査により格付けされる等級（以下「新等級」という。）が決定していない場合は、昭和62・63年度競争契約資格審査により格付けされた等級（以下「旧等級」という。）により指名業者を選定することができるものとする。 3. 改正後の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事を申請する者に係る資格審査に際し、新等級と改正前の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事に係る旧等級との間で変動を生じる者がある場合において、特に必要があると認めるときは、局長は昭和64・65年度の資格審査に限り、当該者について改正前の要領に定める基準により審査を行い、等級を決定することができるものとする。 4. 前項の規定により決定された等級は、新等級とみなすものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成3年1月1日から適用する。ただし、平成2年度の資格</p>	<p>第1条～第18条 略</p> <p>附 則 この要領は、昭和56年1月1日から適用する。ただし、昭和55年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和60年1月1日から適用する。ただし、昭和59年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、昭和61年1月1日から適用する。ただし、昭和60年12月末日までに資格の審査の申請をした者にあつては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査の申請をした者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。 2. 局長は、昭和64年度当初に発注する工事に係る指名業者の選定にあたり、当該選定の時期に昭和64・65年度競争契約資格審査により格付けされる等級（以下「新等級」という。）が決定していない場合は、昭和62・63年度競争契約資格審査により格付けされた等級（以下「旧等級」という。）により指名業者を選定することができるものとする。 3. 改正後の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事を申請する者に係る資格審査に際し、新等級と改正前の要領第7条第1項第1号又は第2号に掲げる工事に係る旧等級との間で変動を生じる者がある場合において、特に必要があると認めるときは、局長は昭和64・65年度の資格審査に限り、当該者について改正前の要領に定める基準により審査を行い、等級を決定することができるものとする。 4. 前項の規定により決定された等級は、新等級とみなすものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成3年1月1日から適用する。ただし、平成2年度の資格</p>

<p>審査等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、平成5年6月1日から適用する。</p> <p>附 則 1. この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査等については、なお従前の例による。 2. 契約担当官等は、平成7・8年度競争契約資格審査により格付けされる等級が決定される以前に平成7年度予算に係る工事について入札の公告等の入札契約手続を開始する場合においては、平成5・6年度競争契約資格審査により格付けされた等級により行うことができるものとする。</p> <p>附 則 第7条の4の規定は、既に契約手続きに入ったものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成8年12月19日港管第2555号) 本通達は、平成9・10年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成7・8年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成10年12月17日港管第2374号) 本通達は、平成11・12年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成13年1月15日国港管第23の6号) 本通達は、平成13・14年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成15年3月31日国港管第802号) 本通達は、平成15・16年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成16年3月1日国港管第1189号) 本通達は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平成16年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適用する。</p> <p>附 則 (平成16年10月27日国港管第639号) 本通達は、平成17・18年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成15・16年度の資格審査については、なお従前のおりとする。</p>	<p>審査等については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、平成5年6月1日から適用する。</p> <p>附 則 1. この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査等については、なお従前の例による。 2. 契約担当官等は、平成7・8年度競争契約資格審査により格付けされる等級が決定される以前に平成7年度予算に係る工事について入札の公告等の入札契約手続を開始する場合においては、平成5・6年度競争契約資格審査により格付けされた等級により行うことができるものとする。</p> <p>附 則 第7条の4の規定は、既に契約手続きに入ったものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成8年12月19日港管第2555号) 本通達は、平成9・10年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成7・8年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成10年12月17日港管第2374号) 本通達は、平成11・12年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成13年1月15日国港管第23の6号) 本通達は、平成13・14年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成15年3月31日国港管第802号) 本通達は、平成15・16年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成16年3月1日国港管第1189号) 本通達は、競争資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査を申請した日が平成16年3月1日以降のものである一般競争資格審査及び指名競争資格審査の申請から適用する。</p> <p>附 則 (平成16年10月27日国港管第639号) 本通達は、平成17・18年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成15・16年度の資格審査については、なお従前のおりとする。</p>
--	--

附 則 (平成17年10月7日国港総第236号)

この要領は、平成17年月10月14日から適用する。

附 則 (平成19年2月13日国港総第731号)

本通達は、平成19・20年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成17・18年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

附 則 (平成21年3月31日国港総第980号)

1. 本通達は、平成21・22年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成19・20年度の資格審査については、なお従前のおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成19・20年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成21・22年度の資格の決定を受けようとする場合には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成19・20年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格の決定を受けた有資格者は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
4. 前2項の希望をした者については、平成21・22年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成23年3月24日国港総第800号)

1. 本通達は、平成23・24年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成21・22年度の資格審査については、なお従前のおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成23・24年度の資格の決定を受けようとする場合（平成23・24年度の資格の決定等級が平成21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。）には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成21・22年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格の決定を受けた有資格者（平成23・24年度の資格の決定等級が平成

附 則 (平成17年10月7日国港総第236号)

この要領は、平成17年月10月14日から適用する。

附 則 (平成19年2月13日国港総第731号)

本通達は、平成19・20年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成17・18年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

附 則 (平成21年3月31日国港総第980号)

1. 本通達は、平成21・22年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成19・20年度の資格審査については、なお従前のおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成19・20年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成21・22年度の資格の決定を受けようとする場合には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成19・20年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格の決定を受けた有資格者は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。
4. 前2項の希望をした者については、平成21・22年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成23年3月24日国港総第800号)

1. 本通達は、平成23・24年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成21・22年度の資格審査については、なお従前のおりとする。
2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成21・22年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成23・24年度の資格の決定を受けようとする場合（平成23・24年度の資格の決定等級が平成21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。）には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成21・22年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）に留まることを希望することができる。
3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格の決定を受けた有資格者（平成23・24年度の資格の決定等級が平成

21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成23・24年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成25年3月15日国港総第528号)

1. 本通達は、平成25・26年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成23・24年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成25・26年度の資格の決定を受けようとする場合(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成23・24年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。

3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成25・26年度の資格の決定を受けた有資格者(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成25・26年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成27年3月13日国港総第480号)

1. 本通達は、平成27・28年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成25・26年度の資格審査については、なお従前の例による。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

2. 平成27・28年度の資格及び等級について、「数値の算定及び等級の格付け要領」附則(平成27年3月13日付け国港総第480号)ただし書きの適用により決定を受けた有資格者は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成26年国土交

21・22年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成23・24年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成25年3月15日国港総第528号)

1. 本通達は、平成25・26年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成23・24年度の資格審査については、なお従前のおりとする。

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成23・24年度の資格を有する者が、第7条第2項の規定に基づき平成25・26年度の資格の決定を受けようとする場合(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)には、資格審査申請時に同号の規定に基づき定められる等級の格付けにかかわらず、平成23・24年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)に留まることを希望することができる。

3. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事において、平成25・26年度の資格の決定を受けた有資格者(平成25・26年度の資格の決定等級が平成23・24年度の資格の決定等級から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まる又は留まらないのいずれかを希望することができる。

4. 前2項の希望をした者については、平成25・26年度の資格の決定に当たり、希望する等級を付するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則 (平成27年3月13日国港総第480号)

1. 本通達は、平成27・28年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成25・26年度の資格審査については、なお従前の例による。

(資格及び等級の再決定の取扱い)

2. 平成27・28年度の資格及び等級について、「数値の算定及び等級の格付け要領」附則(平成27年3月13日付け国港総第480号)ただし書きの適用により決定を受けた有資格者は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成26年国土交通省

<p>通省告示第1055号。)による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、局長等が定める日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。</p> <p>3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。 (等級に関する残留措置)</p> <p>4. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成27・28年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成27・28年度の資格の決定等級が平成25・26年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p> <p>5. 前項の希望をした者については、平成27・28年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p> <p>附 則(平成29年3月14日国港総第519号)</p> <p>1. 本通達は、平成29・30年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成27・28年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p> <p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成29・30年度の資格の決定等級が平成27・28年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p> <p>3. 前項の希望をした者については、平成29・30年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p> <p>附 則(平成30年10月22日国港総第375号)</p>	<p>告示第1055号。)による改正後の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)に基づき経営事項審査を受けた場合には、局長等が定める日までに局長等が定める様式により、第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格及び等級について、再決定を申請することができるものとする。</p> <p>3. 前項の申請をした者については、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。 (等級に関する残留措置)</p> <p>4. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成27・28年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成27・28年度の資格の決定等級が平成25・26年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p> <p>5. 前項の希望をした者については、平成27・28年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p> <p>附 則(平成29年3月14日国港総第519号)</p> <p>1. 本通達は、平成29・30年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成27・28年度の資格審査については、なお従前の例による。 (等級に関する残留措置)</p> <p>2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者(平成29・30年度の資格の決定等級が平成27・28年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級(以下「従前等級」という。)から昇級した者に限る。)は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。</p> <p>3. 前項の希望をした者については、平成29・30年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。</p> <p>附 則(平成30年10月22日国港総第375号)</p> <p>1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、</p>
---	---

1. 本通達は、平成31・32年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。

(等級に関する残留措置)

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則（令和2年6月9日国港総第165号）

1. 本通達は、令和2年6月9日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格の特例)

2. 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第1条の2（5）の規定の適用については、同条（5）「局長等が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

3. 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予、又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、第3条第2項（8）に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

附 則（令和2年10月29日国港総第395号）

平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例による。
(等級に関する残留措置)

2. 第7条第1項第1号から第5号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第8条の規定に基づき平成29・30年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（平成31・32年度の資格の決定等級が平成29・30年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。

3. 前項の希望をした者については、平成31・32年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第9条の規定に基づく通知を行うものとする。

附 則（令和2年6月9日国港総第165号）

1. 本通達は、令和2年6月9日から適用する。

(新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格の特例)

2. 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第1条の2（5）の規定の適用については、同条（5）「局長等が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

3. 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予、又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、第3条第2項（8）に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

本通達は、令和3・4年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例による。

【別記様式第1】 様式①-1

01 新規 02 変更 ※02 受付番号 03 業者コード 04 建設業許可番号 ※申請者 05 の規模 06 連絡組 平成・令和 年 月 日 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和 年度において、貴 地方整備局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日 殿

07 本社(店)郵便番号 08 法人番号
フリガナ
09 本社(店)住所
フリガナ
10 商号又は名称
11 役職
フリガナ
代表者氏名
12 担当者氏名
13 本社(店)電話番号
14 担当者電話番号 (内線番号)
15 本社(店)FAX番号
16 電子入札用ICカードの登録番号
17 メールアドレス
(18 代理申請時使用欄)
18 申請代理人 申請代理人郵便番号 申請代理人住所 申請代理人電話番号
申請代理人氏名
19 外資状況
1 外国籍会社 [国名:] 2 日本国籍会社 [国名:] 3 日本国籍会社 [国名:]
[外資比率: 100%] [外資比率: %] [外資比率: %]
20 営業年数 年
21 総職員数 (人)
22 設立年月日(和暦) 23 みなし大企業
昭和 大正 年 月 日 昭和 平成 年 月 日
 下記のいずれかに該当する 該当しない
 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同)。

【別記様式第1】 様式①-3

※ 受付番号 ※ 業者コード

24	① 競争参加資格希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局								合 計
			01	02	03	04	05	06	07	08	
完 工 高	01 空港等土木工事										
	02 港湾土木工事										
	03 港湾等しゅんせつ工事										
	04 空港等舗装工事										
	05 港湾等鋼構造物工事										
	その他										
	合 計										

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

【別記様式第1】 様式①-1

01 新規 02 変更 ※02 受付番号 03 業者コード 04 建設業許可番号 ※申請者 05 の規模 06 連絡組 平成 年 月 日 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

平成 年度において、貴 地方整備局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

平成 年 月 日 殿

07 本社(店)郵便番号 08 法人番号
フリガナ
09 本社(店)住所
フリガナ
10 商号又は名称
11 役職
フリガナ
代表者氏名
12 担当者氏名
13 本社(店)電話番号
14 担当者電話番号 (内線番号)
15 本社(店)FAX番号
16 電子入札用ICカードの登録番号
17 メールアドレス
(18 代理申請時使用欄)
18 申請代理人 申請代理人郵便番号 申請代理人住所 申請代理人電話番号
申請代理人氏名
19 外資状況
1 外国籍会社 [国名:] 2 日本国籍会社 [国名:] 3 日本国籍会社 [国名:]
[外資比率: 100%] [外資比率: %] [外資比率: %]
20 営業年数 年
21 総職員数 (人)
22 設立年月日(和暦) 23 みなし大企業
明治 大正 年 月 日 昭和 平成 年 月 日
 下記のいずれかに該当する 該当しない
 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同)。

【別記様式第1】 様式①-3

※ 受付番号 ※ 業者コード

24	① 競争参加資格希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局								合 計
			01	02	03	04	05	06	07	08	
完 工 高	01 空港等土木工事										
	02 港湾土木工事										
	03 港湾等しゅんせつ工事										
	04 空港等舗装工事										
	05 港湾等鋼構造物工事										
	その他										
	合 計										

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

【別記様式第2】 形態調書 (「道路・河川・官庁管轄・公園関係」・「港湾空港関係」 共通)

該当の有無について 有 無

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)に所属する組合
1 建設業許可番号 本店電話番号(代表) 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合
更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称 本店住所

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)に所属する組合
2 建設業許可番号 本店電話番号(代表) 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合
更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称 本店住所

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社)
Table with 4 columns: 建設業許可番号, 商号又は名称(40文字以内), 建設業許可番号, 商号又は名称(40文字以内)

役員の兼任に関する事項

Table with 5 columns: 役職名, 氏名, 兼任先の建設業許可番号, 兼任先の商号又は名称(40文字以内), 兼任先での役職

【記載要領】

- 1. 本調書は、申請日現在で作成すること。
2. 親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。
3. 「親会社等・所属する組合」欄に記載する場合は、当該親会社が親会社等の場合は「親会社等」欄に点を入力し、所属する組合の場合は「所属する組合」欄に点を入力すること。
4. 役職名には、「代表取締役」、「取締役」、「取締役」、「取締役」、「執行役員」、「業務執行役員」、「理事」、「専断人」、又は「その他」のいずれかを記載する。
「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事においては役員に該当しないが、「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」が兼任する複数の会社等が同一入札へ参加した場合は、以下の間モニタリングを行うため記載の対象とする。「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」の内容は下記の通り。
取締役＝監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
取締役＝指名委員会等設置会社における取締役
取締役＝社外取締役
取締役＝社外取締役
取締役＝定款に別段の定めがある場合に上記業務を執行しないこととされている取締役
取締役＝上記①～⑤に掲げる者以外の取締役

【別記様式第2】 形態調書 (「道路・河川・官庁管轄・公園関係」・「港湾空港関係」 共通)

該当の有無について 有 無

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)に所属する組合
1 建設業許可番号 本店電話番号(代表) 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合
更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称 本店住所

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)に所属する組合
2 建設業許可番号 本店電話番号(代表) 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合
更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称 本店住所

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社)
Table with 4 columns: 建設業許可番号, 商号又は名称(40文字以内), 建設業許可番号, 商号又は名称(40文字以内)

役員の兼任に関する事項

Table with 5 columns: 役職名, 氏名, 兼任先の建設業許可番号, 兼任先の商号又は名称(40文字以内), 兼任先での役職

【記載要領】

- 1. 本調書は、申請日現在で作成すること。
2. 親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。
3. 「親会社等・所属する組合」欄に記載する場合は、当該親会社が親会社等の場合は「親会社等」欄に点を入力し、所属する組合の場合は「所属する組合」欄に点を入力すること。
4. 役職名には、「代表取締役」、「取締役」、「取締役」、「取締役」、「執行役員」、「業務執行役員」、「理事」、「専断人」、又は「その他」のいずれかを記載する。
「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事においては役員に該当しないが、「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」が兼任する複数の会社等が同一入札へ参加した場合は、以下の間モニタリングを行うため記載の対象とする。「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」の内容は下記の通り。
取締役＝監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
取締役＝指名委員会等設置会社における取締役
取締役＝社外取締役
取締役＝社外取締役
取締役＝定款に別段の定めがある場合に上記業務を執行しないこととされている取締役
取締役＝上記①～⑤に掲げる者以外の取締役

(別記様式第2)

様式③-5

※受付番号

※建設業許可番号

業 態 調 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」 共通)

国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた資力企業のうち、当事業種の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以後、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請を行っているところです。ついでに、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調書をご提出下さい。

該当の有無について 有 無

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

1	平成17年10月1日以前に営業担当部署に就いた者の氏名 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	平成17年10月1日以後における役職 国土交通省における退職時の官職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付) 平成 年 月 日
2	平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	平成17年10月1日以後における役職 国土交通省における退職時の官職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付) 平成 年 月 日
3	平成17年10月1日以前に営業担当部署に就いた者の氏名 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	平成17年10月1日以後における役職 国土交通省における退職時の官職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付) 平成 年 月 日
4	平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	平成17年10月1日以後における役職 国土交通省における退職時の官職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付) 平成 年 月 日
5	平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	平成17年10月1日以後における役職 国土交通省における退職時の官職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付) 平成 年 月 日

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。
2. 社内異動及び新規採用は問わず、平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者を対象とする。(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は対象としない。)
3. 「国土交通省における退職時の官職」欄はできるだけ詳しく記入する。ただし、「国土交通省」は記入しない。(例：〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所〇〇課長)
4. 「国土交通省における退職時の官職」及び「国土交通省における退職日」は把握している範囲において記入すること。

[別記様式第2]

様式③-5

※受付番号

※建設業許可番号

業 態 調 書 (「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」 共通)

国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた資力企業のうち、当事業種の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以後、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請を行っているところです。ついでに、資格審査申請書類の一環として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調書をご提出下さい。

該当の有無について 有 無

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

1	平成17年10月1日以前に営業担当部署に就いた者の氏名 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	平成17年10月1日以後における役職 国土交通省における退職時の官職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付) 平成 年 月 日
2	平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	平成17年10月1日以後における役職 国土交通省における退職時の官職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付) 平成 年 月 日
3	平成17年10月1日以前に営業担当部署に就いた者の氏名 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	平成17年10月1日以後における役職 国土交通省における退職時の官職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付) 平成 年 月 日
4	平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	平成17年10月1日以後における役職 国土交通省における退職時の官職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付) 平成 年 月 日
5	平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者の氏名 国土交通省における退職日 平成 年 月 日	平成17年10月1日以後における役職 国土交通省における退職時の官職	営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付) 平成 年 月 日

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。
2. 社内異動及び新規採用は問わず、平成17年10月1日以後に営業担当部署に就いた者を対象とする。(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は対象としない。)
3. 「国土交通省における退職時の官職」欄はできるだけ詳しく記入する。ただし、「国土交通省」は記入しない。(例：〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所〇〇課長)
4. 「国土交通省における退職時の官職」及び「国土交通省における退職日」は把握している範囲において記入すること。

【別紙様式第4号】

① 受付番号 ② 企業コード

様式⑤

共同企業体等開書その1(「台湾空港関係」)

建設工事の種類	I 橋		II 道路										合計	決算名 (注1)			
	①	②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩			⑪	⑫	
01 土木一式																	
02 橋脚一式																	
03 土工																	
04 土留																	
05 土留(土留コンクリート)																	
06 石																	
07 地盤																	
08 電気																	
09 管																	
10 ダイオールインコンクリート																	
11 鋼管埋設																	
12 舗装																	
13 橋脚																	
14 シールド工																	
15 掘削																	
16 汚水																	
17 掘削																	
18 雨水																	
19 内訳仕上																	
20 橋脚器具設置																	
21 橋脚橋																	
22 電気設備																	
23 道路																	
24 土留																	
25 橋脚																	
26 水道施設																	
27 橋脚施設																	
28 橋脚施設																	
29 橋脚																	
合 計																	

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	合計	決算名 (注1)	
自己資本額																			
総資産額																			
純資産額																			
その他(非開書)																			

【別紙様式第4号】

① 受付番号 ② 企業コード

様式⑤

共同企業体等開書その1(「台湾空港関係」)

建設工事の種類	I 橋		II 道路										合計	決算名 (注1)				
	①	②	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩			⑪	⑫		
01 土木一式																		
02 橋脚一式																		
03 土工																		
04 土留																		
05 土留(土留コンクリート)																		
06 石																		
07 地盤																		
08 電気																		
09 管																		
10 ダイオールインコンクリート																		
11 鋼管埋設																		
12 舗装																		
13 橋脚																		
14 シールド工																		
15 掘削																		
16 汚水																		
17 掘削																		
18 雨水																		
19 内訳仕上																		
20 橋脚器具設置																		
21 橋脚橋																		
22 電気設備																		
23 道路																		
24 土留																		
25 橋脚																		
26 水道施設																		
27 橋脚施設																		
28 橋脚施設																		
29 橋脚																		
合 計																		

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	合計	決算名 (注1)	
自己資本額																			
総資産額																			
純資産額																			
その他(非開書)																			

【別記様式第5】

様式 101

01 1: 新規	02 受付番号	03 業者コード	04 申請者 04の規模	05 連絡組 合証明 第	平成・令和 年 月 日
2: 更新					

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・調査及び建設コンサルタント等)

令和 年度において、貴 地方整備局(港湾空港関係)で行われる測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

地方整備局 殿

06 本社(店)郵便番号 - 07 法人番号

フリガナ

08 本社(店)住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役職

フリガナ フリガナ

代表者氏名 11 担当者氏名

12 本社(店)電話番号 13 担当者電話番号 (内線番号)

14 本社(店)FAX番号 15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス

17 (代理申請時使用欄)
17 申請代理人 申請代理人郵便番号 申請代理人住所 申請代理人電話番号
申請代理人氏名

18 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	建築士事務所	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
調査測量業者	第 号	年 月 日	経理コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日

19 設立年月日(和暦)

明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日

20 みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

【別記様式第5】

様式101

01 1: 新規	02 受付番号	03 業者コード	04 申請者 04の規模	05 連絡組 合証明 第	平成 年 月 日
2: 更新					

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・調査及び建設コンサルタント等)

平成 年度において、貴 地方整備局(港湾空港関係)で行われる測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

平成 年 月 日

殿

06 本社(店)郵便番号 - 07 法人番号

フリガナ

08 本社(店)住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役職

フリガナ フリガナ

代表者氏名 印 11 担当者氏名

12 本社(店)電話番号 13 担当者電話番号 (内線番号)

14 本社(店)FAX番号 15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス

17 (代理申請時使用欄)
17 申請代理人 申請代理人郵便番号 申請代理人住所 申請代理人電話番号
申請代理人氏名 印

18 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号	年 月 日	建築士事務所	第 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 号	年 月 日
調査測量業者	第 号	年 月 日	経理コンサルタント	第 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日	司法書士	第 号	年 月 日	計量証明事業者	第 号	年 月 日

19 設立年月日(和暦)

明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日

20 みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

【別記様式第5】

※受付番号 [] ※業者コード []

様式1の3

23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

Table with 29 columns for construction consultant business categories and 2 rows for registration status.

Table 24: Balance Sheet (区別) showing assets and liabilities in thousands of yen.

Table 25: Profit Calculation (損益計算書) and Table 26: Balance Sheet (貸借対照表).

Table 27: Ratios (経営比率) including return on capital, current ratio, and fixed asset ratio.

Table 28: Foreign and Domestic Status (外資状況) for foreign and Japanese companies.

Table 29: Business Status (営業年数等) including start date, closure periods, and current organization changes.

Table 30: Number of Employees (常勤職員の数) categorized by technical, administrative, and other roles.

※⑤は④の内数

【別記様式第5】

※受付番号 [] ※業者コード []

様式1の3

23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

Table with 29 columns for construction consultant business categories and 2 rows for registration status.

Table 24: Balance Sheet (区別) showing assets and liabilities in thousands of yen.

Table 25: Profit Calculation (損益計算書) and Table 26: Balance Sheet (貸借対照表).

Table 27: Ratios (経営比率) including return on capital, current ratio, and fixed asset ratio.

Table 28: Foreign and Domestic Status (外資状況) for foreign and Japanese companies.

Table 29: Business Status (営業年数等) including start date, closure periods, and current organization changes.

Table 30: Number of Employees (常勤職員の数) categorized by technical, administrative, and other roles.

※⑤は④の内数

【印刷様式部1】 業態調査書 (測量・調査及び建設コンサルタント等) 様式2

※受付け番号: _____ 事業者コード: _____

該当の有無について 有 無

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)に所属する組合

1 法人番号: _____ 本店電話番号(代表): _____ 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称: _____

本店住所: _____

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)に所属する組合

2 法人番号: _____ 本店電話番号(代表): _____ 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称: _____

本店住所: _____

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定によるもの)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
法人番号	商号又は名称(40文字以内)	法人番号	商号又は名称(40文字以内)						
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

役員に関する事項

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
役職名	氏名	兼任先の法人番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職					
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

【記載要領】

- 本調査は、申請日現在で作成すること。
- 資本関係に関する事項のうち、親会社等・所属する組合については業種を問わず記載の対象となり、子会社等については地方整備局(港湾空港関係)が発注する測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を含む者を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。
- 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にポイントを記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にポイントを記入すること。
- 役員に関する事項については、地方整備局(港湾空港関係)が発注する測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を含む者の役員を兼任している役員を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。役職名には、「代表取締役」、「取締役」、「取締役」、執行役、「業務執行役員」、「理事」、「専任人」、又はその他(の)のいずれかを記載する。「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役」、「取締役」、及び「取締役」は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する業務においては役員に該当しないが、「取締役」、「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」が業務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とする。「取締役」、「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」の内容は下記のとおり。

取締役: 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 取締役: 指名委員会等設置会社における取締役
 取締役: 社外取締役
 取締役: 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 取締役: 上記イ～ニに掲げる者以外の取締役

【印刷様式部1】 業態調査書 (測量・調査及び建設コンサルタント等) 様式2

※受付け番号: _____ 事業者コード: _____

該当の有無について 有 無

資本関係に関する事項

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)に所属する組合

1 法人番号: _____ 本店電話番号(代表): _____ 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称: _____

本店住所: _____

親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)に所属する組合

2 法人番号: _____ 本店電話番号(代表): _____ 組合を記載した場合 親会社等 所属する組合

更生会社・再生手続中の会社 商号又は名称: _____

本店住所: _____

子会社等(会社法第2条第3号の2の規定によるもの)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
法人番号	商号又は名称(40文字以内)	法人番号	商号又は名称(40文字以内)						
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

役員に関する事項

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
役職名	氏名	兼任先の法人番号	兼任先の商号又は名称(40文字以内)	兼任先での役職					
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

【記載要領】

- 本調査は、申請日現在で作成すること。
- 資本関係に関する事項のうち、親会社等・所属する組合については業種を問わず記載の対象となり、子会社等については地方整備局(港湾空港関係)が発注する測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を含む者を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。
- 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にポイントを記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にポイントを記入すること。
- 役員に関する事項については、地方整備局(港湾空港関係)が発注する測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を含む者の役員を兼任している役員を記載の対象とする(有資格業者であるかは問わない)。役職名には、「代表取締役」、「取締役」、「取締役」、「取締役」、「取締役」、「執行役」、「業務執行役員」、「理事」、「専任人」、又はその他(の)のいずれかを記載する。「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役」、「取締役」及び「取締役」は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する業務においては役員に該当しないが、「取締役」、「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」が業務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とする。「取締役」、「取締役」、「取締役」、「取締役」及び「取締役」の内容は下記のとおり。

取締役: 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 取締役: 指名委員会等設置会社における取締役
 取締役: 社外取締役
 取締役: 定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 取締役: 上記イ～ニに掲げる者以外の取締役

【別記様式第7】

※ 受付番号

※ 業者コード

様式3

技 術 者 経 歴 書

(業種)

氏 名	法 令 に よ る 免 許 等		実 務 経 歴	実務経験年月数
	名 称	取 得 年 月 日		
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

記載要領

- 1 本表は、登録を希望する業種毎に作成すること。
- 2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士)
- 3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量・調査及び建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

【別記様式第7】

※ 受付番号

※ 業者コード

様式3

技 術 者 経 歴 書

(業種)

氏 名	法 令 に よ る 免 許 等		実 務 経 歴	実務経験年月数
	名 称	取 得 年 月 日		
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

記載要領

- 1 本表は、登録を希望する業種毎に作成すること。
- 2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士)
- 3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量・調査及び建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

[別記様式第9]

(用紙A4)

資格決定通知書（港湾空港関係）

令和 年 月 日

郵便番号
住所
商号又は名称
殿
業者コード番号

〇〇地方整備局長又は副局長
〇 〇 〇 〇

貴殿から申請のあった、令和〇・〇年度の一般競争及び指名競争参加資格審査の結果を下記のとおり通知します。なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

記

1. 参加しようとする工事及び等級

工事区分	客観点数	特別点数	総合数値	等級

2. 本資格の有効期間 本通知の日から令和 年 月 日まで

[別記様式第9]

(用紙A4)

資格決定通知書（港湾空港関係）

平成 年 月 日

郵便番号
住所
商号又は名称
殿
業者コード番号

〇〇地方整備局長又は副局長
〇 〇 〇 〇

貴殿から申請のあった、平成〇・〇年度の一般競争及び指名競争参加資格審査の結果を下記のとおり通知します。なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

記

1. 参加しようとする工事及び等級

工事区分	客観点数	特別点数	総合数値	等級

2. 本資格の有効期間 本通知の日から平成 年 月 日まで

[別記様式第9]

(用紙A4)

資格決定通知書（港湾空港関係）

令和 年 月 日

郵便番号
住所
商号又は名称
殿
業者コード番号

〇〇地方整備局長又は副局長
〇 〇 〇 〇

貴殿から申請のあった、令和〇・〇年度の一般競争及び指名競争参加資格審査の結果を下記のとおり通知します。なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

記

1. 参加しようとする業種及び等級

業種区分	等級

2. 本資格の有効期間 本通知の日から令和 年 月 日まで

[別記様式第9]

(用紙A4)

資格決定通知書（港湾空港関係）

平成 年 月 日

郵便番号
住所
商号又は名称
殿
業者コード番号

〇〇地方整備局長又は副局長
〇 〇 〇 〇

貴殿から申請のあった、平成〇・〇年度の一般競争及び指名競争参加資格審査の結果を下記のとおり通知します。なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格申請書の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

記

1. 参加しようとする業種及び等級

業種区分	等級

2. 本資格の有効期間 本通知の日から平成 年 月 日まで

【別記様式第10】

一般競争(指名競争)参加資格申請書変更届 (測量・調査及び建設コンサルタント等)

令和 年 月 日

殿

登録部局名
 登録業種名
 資格決定通知書の 令和 年 月 日
 決定年月日・業者コード
 住 所 〒
 商号又は名称
 代表者氏名
 担当者氏名
 担当者電話番号

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください
- 3 「本店住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」を変更する場合には、フリガナを記載すること

別表

商号又は名称:

登録部局名	登録業種名	決定年月日	業者コード																	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								

【別記様式第10】

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届 (建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等)

平成 年 月 日

殿

登録部局名
 登録業種名
 資格決定通知書の 平成 年 月 日
 決定年月日・業者コード 第 号
 住 所 〒
 商号又は名称
 代表者氏名
 担当者氏名

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください
- 3 「本店住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」を変更する場合には、フリガナを記載すること

別表

商号又は名称:

登録部局名	登録業種名	決定年月日	業者コード																	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								

[別記様式第11]

有資格者名簿

工事種別		等級区分										(単位:百万)			
業者コード 交付番号	商号又は名称 代表者氏名	法人番号	本店所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス	総合点 別点	本 業 年 間 平 均 完 成 工 事 高 度	資 本 金 額	特 別 点 数	特 別 点 率	特 別 点 率	特 別 点 率	特 別 点 率	特 別 点 率	特 別 点 率	保有額の増減	
														増減率 (%)	増減率 (%)

[別記様式第12]

有資格者名簿

業者コード 交付番号	商号又は名称 代表者氏名	法人番号	郵便番号 所在地 電話番号 FAX番号	当局管内の支店 又は営業所 電話番号 FAX番号	測量調査		建設コンサルタント等		自己 資本 額 (百万円)	営 業 年 数 (年)	総 職 員 数 (人)	大・中 小 企 業 の 別	外 資 状 況	適 格 組 合
					等級	業務内容	等級	業務内容						

[別記様式第11]

有資格者名簿

工事種別		等級区分										(単位:百万)			
業者コード 交付番号	商号又は名称 代表者氏名	法人番号	本店所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス	総合点 別点	本 業 年 間 平 均 完 成 工 事 高 度	資 本 金 額	特 別 点 数	特 別 点 率	特 別 点 率	特 別 点 率	特 別 点 率	特 別 点 率	特 別 点 率	保有額の増減	
														増減率 (%)	増減率 (%)

[別記様式第12]

有資格者名簿

業者コード 交付番号	商号又は名称 代表者氏名	法人番号	郵便番号 所在地 電話番号 FAX番号	当局管内の支店 又は営業所 電話番号 FAX番号	測量調査		建設コンサルタント等		自己 資本 額 (百万円)	営 業 年 数 (年)	総 職 員 数 (人)	大・中 小 企 業 の 別	外 資 状 況	適 格 組 合
					等級	業務内容	等級	業務内容						